



☆ 学校保健安全法で規定されている学校感染症と出席停止の期間 ☆

	病 名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）、中東呼吸器症候群	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過していること
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

【 備考 】 群馬県では下記の「その他の感染症」については、定めないこととしています。

感染性胃腸炎・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑・手足口病 等

◎法令で定められている『学校感染症』にかかった場合、出席停止となりますので医師の許可があるまで学校を休ませてください。また、登校を開始する日に、各種様式（下表参照）を学校へ提出してください。各種様式は、学校のホームページからダウンロードすることが可能です。

病 名	提 出 様 式
インフルエンザ	『 インフルエンザにおける療養報告書 』 ＊保護者が記入
新型コロナウイルス感染症	『 新型コロナウイルス感染症における療養報告書 』 ＊保護者が記入
その他学校感染症	『 治癒証明書 』 ＊医師が記入

※様式の変更がある場合は、随時ほけんだよりや通知等でお知らせしますのでご確認ください。

(参考)

○新型コロナウイルス感染症について



- ・ お子さんが新型コロナウイルス感染症の「陽性」と判明した場合、出席停止となりますので速やかに学校まで報告をお願いします。
- ・ 登校開始予定日については、下表をご参考のうえ受診の際に医師へご確認ください。

【 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の標準 】

発症した後5日間を経過し、かつ、症状軽快した後、1日を経過するまで

〈 出席停止期間のめやす表（新型コロナウイルス感染症） 〉

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例 1	発症日/ 検体 採取日		症状軽快				登校	
例 2					症状軽快		登校	
例 3						症状軽快		登校

○インフルエンザについて

- ・ お子さんがインフルエンザと診断された場合、出席停止となりますので速やかに学校まで報告をお願いします。
- ・ 登校可能予定日については、下表をご参考のうえ受診の際に医師へご確認ください。

【 インフルエンザの出席停止期間の標準 】

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目
例 1	発症から1日目に 解熱した場合	発熱	解熱					登校可能		
例 2	発症から2日目に 解熱した場合	発熱		解熱						
例 3	発症から3日目に 解熱した場合	発熱			解熱					
例 4	発症から4日目に 解熱した場合	発熱				解熱				
例 5	発症から5日目に 解熱した場合	発熱					解熱			

※「発症した後 5 日」、「解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。